

長期履修生制度について

本学では、これまで法科大学院に限って適用してきた長期履修生制度を、平成 26 年度入学者から全学（大学院）に適用することとしました。

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、定められた修業年限では大学院の教育課程の履修が困難な者に限り、標準履修年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了する制度です。

例えば、博士課程（博士後期課程）では標準履修年限は通常 3 年ですが、5 年を修業年限として設定し修学することができます。長期履修学生と認められた場合、納入する授業料総額は 3 年間分ではなく、3 年間分の授業料を 5 年で除した額を毎年納入することになります。（ただし、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算されます。）

なお、研究科・専攻ごとに導入する時期等が異なるので、ご注意ください。

《実施研究科》

ビジネス科学研究科 法曹専攻（法科大学院）

システム情報工学研究科（全専攻）